

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和6年度）

住 所 富山市桜町1丁目1番36号

事業者名 富山地方鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 中田 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
低床式車両	優先席がより分かり易くなるように、ステッカー等の表示について、再点検・整備を行う。	実施なし

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
今後の導入車両	今後新たに導入する軌道車両は、バリアフリー対応型低床車両とする。	導入はなし。 (2024年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客支援	事前に高齢者や障害者等の利用者よりご連絡を受けた場合、低床式車両の運行時刻をご案内する。加えて、連絡の有無に関わらず、乗務員乗降支援を行う。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
低床式車両運用の情報提供	低床式車両運用の情報を自社のウェブサイト等への掲載を実施し、高齢者や障害者の方が利用しやすいよう情報提供を行う。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	・乗務員を対象とした接客研修を実施し、各々の運転士の接客の状況を把握し、指導を実施する。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
掲出物による啓発	・ 駅構内に、国土交通省作成の「視覚障害者への声掛けサポート」のポスターを掲出し、ご利用者に対する配慮についての活動を行っている。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ 沿線自治体及び関係機関(障害者施設等)との意見交換等を実施し、連携したサービスの提供を継続的に実施していく。 ・ 利用者からいただいたご意見を社内で共有するとともに、対応についての教育・訓練を継続的に実施していく。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	30 編成 30 (両)	15 編成 15 (両)	15 編成	0 編成	0 編成	30 編成	15 編成
(合計)	30 編成 30 (両)	15 編成 15 (両)	15 編成	0 編成	0 編成	30 編成	15 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

- (第5号様式)
- 注1. 軌道の種類の欄には、普通(特急等車両)、普通(その他)、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。